立ちどまらない保険。
MS&AD 三井住友海上

JCF　自転車事故補償制度の概要

団体総合生活補償保険(標準型)「自転車搭乗中等のみ補償特約」「個人賠償責任危険補償特約」付き

以下の2つの補償をセットした制度です。競技者登録者は自動加入となります。

賠償の補償(個人賠償責任)

日本国内外において、自転車競技の練習中や、家族全員の日常生活上に生じた事故などにより、他人にケガをさせたり、他人の物を損壊させたりして法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いたします。

〇補償限度額　：1億円（1事故あたり）
〇免責（自己負担額）：なし

＊家族全員とは
①競技登録者本人　②本人の配偶者
③本人または配偶者と生計を共にする同居の親族
④本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子

ご自身のケガの補償(死亡・後遺障害)

日本国内外において、自転車に搭乗中、或は運行中の自転車との衝突、接触の事故によってケガをして、死亡・後遺障害を負った場合に保険金をお支払いたします。（競技者登録者本人のみ対象となります）

※自転車競技中のケガ、競技を行う場所或いは一般通行を制限し占有した状態での道路での練習中のケガは補償の対象外です。

〇補償限度額　：12.4万円

例えば、このような事故の場合に保険金をお支払いたします

＜賠償のリスク＞　示談交渉サービス付 ＜国内で発生した事故のみ＞

～自転車事故～

自転車で通行中・練習中、歩行者にぶつかりケガをさせてしまった。

自転車　対　歩行者
自転車　対　自転車
自転車　対　自動車



～自転車以外の日常生活上の事故

- 買い物中に商品を壊してしまった
- 飼い犬が他人にケガをさせてしまった
- 子供が友人宅でテレビを壊してしまった
- 風呂の水を溢れさせ階下の家が水濡れした

＜ケガのリスク＞

～自転車事故による死亡

自転車で転倒して死亡した。



～自転車事故による後遺障害～

自転車で転倒して後遺障害が生じた。



※競輪の選手、UCIプロチーム・プロフェッショナルコンチネンタルチームの選手は自転車競技の練習中・大会参加中の賠償事故は補償の対象外です。
※自転車を業務で使用中の賠償事故や自動車を使用中の賠償事故は補償の対象外となります。

＜事故発生時の連絡先について＞　事故が発生した場合、速やかに下記取扱い代理店へご連絡ください。

（ご連絡いただく事項）
・事故日時　・事故場所　・事故状況　・賠償事故の場合、被害者の氏名・住所・連絡先

（取扱代理店）MSK保険センター株式会社　〒101-0062　東京都千代田区神田駿河台2-2-6階
ご連絡先　電話　03-3259-7902　FAX　03-3259-7917
担当　戸口　080-3176-3088　E-mail：masayuki-toguchi@ms-ins.com

（引受保険会社）三井住友海上火災保険株式会社
緊急時ご連絡先　0120-258-189　(24時間365日事故受付)
ご連絡時に保険契約者は公益財団法人日本自転車競技連盟とお申し出ください。

団体総合生活補償保険（標準型）「自転車搭乗中等のみ補償特約・個人賠償責任危険補償特約」付きの補償内容について

＜保険金をお支払する場合、保険金をお支払しない主な場合＞

保険金の種類		補償地域		保険金をお支払する主な場合	保険金をお支払できない主な場合
		国内	国外		
傷害保険金※1	傷害死亡保険金	○	○	保険期間中の自転車事故によるケガ（※2）のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡・後遺障害保険金額の全額を傷害死亡保険金受取人にお支払いします。（※3）	○保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失によるケガ ○自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるケガ ○原因がいかなるときでも、頸部症候群（いわゆるむち打ち症）、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ○自転車を用いて競技等（※5）を行っている間のケガ など
	傷害後遺障害保険金	○	○	保険期間中の自転車事故によるケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害（※4）が生じた場合、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の100%～4%をお支払いします。	
追加補償	個人賠償責任保険金	○	○	保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合、損害賠償金及び費用(訴訟費用等)をお支払いします。（※6） ①本人の居住の用に供される住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ②被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	○保険契約者または被保険者の故意による損害 ○被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ○他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ○被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ○第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 など

※1　本制度には「自転車搭乗中等のみ補償特約」が付帯されているため、次に掲げるケガに限り、傷害保険金をお支払いたします。
①自転車に搭乗している被保険者が、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガ
②自転車に搭乗していない被保険者が、運行中の自転車との衝突、接触によって被ったケガ

※2　「ケガ」とは急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。

※3　すでにお支払した傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額からすでにお支払した金額を差し引いた残額となります。

※4　「後遺障害」とは、治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものを除きます。

※5　「競技等」とは以下の事を言います。
①自転車競技中
②自転車競技を行うことを目的とする場所において、競技に準ずる方法・態様により自転車を使用している間
③法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有した状態で、自転車を用いて競技している間または競技に準ずる方法・態様により自転車を使用している間

※6　損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます）および訴訟費用等をお支払いたします。法律上の損害賠償責任の額のお支払額は、1回の事故につき個人賠償責任保険金額が限度となります。
損害賠償金額等の決定については、あらかじめ三井住友海上の承認を必要とします。
日本国内において発生した事故については、被保険者のお申し出により、示談交渉をお引き受けいたします。
被保険者の範囲は、本人、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情：内縁関係にある方を含みます）、同居の親族および別居の未婚（＝これまでに婚姻歴がないことをいいます）の子となります。

以　上